

建設工事における I S O 9001 認証取得を活用した監督業務等の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、農政部、林政部及び基盤整備部が発注する建設工事において、地方自治法第234条の2の規定による契約の履行の確保のうち、I S O 9001 認証を取得している請負者における品質マネジメントシステムを建設工事の監督業務等に活用することにより、工事の品質確保と監督業務の一層の効率化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、農政部、林政部及び基盤整備部が発注する建設工事（建築工事を除く）のうち、知事が指定した工事とする。ただし、共同企業体が施工する工事および岐阜県建設工事低入札価格の調査対象となった工事を除く。

(I S O 9001 認証等)

第3条 この要領において、「I S O 9001 認証」とは、J I S Q 9001:2000 (I S O 9001:2000) 又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会 (J A B) 又は国際認定機関フォーラム (I A F) における国際相互認証協定 (M L A) を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいう。

(手続き等)

第4条 この要領を適用する建設工事は、設計図書（特記仕様書等）において次に掲げる事項を記載（別紙掲載例）するものとする。

- (1) 本工事は、I S O 9001 認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事であること。
- (2) 請負者は、(1)の取扱いの適用を希望するときは、知事に対し工事請負契約締結日から14日以内に第5条に掲げる書類を添えてその承認の申請をすることが出来ること。
- (3) 発注者は、(2)の申請があった場合において、(1)の取扱いの適用が適当と認めるときは、受付日から14日以内に内容を承認し、その旨を申請者に通知すること。
- (4) 発注者は、(2)の申請があった場合において、(1)の取扱いの適用が適当でないと認めるときは、受付日から14日以内に、理由を付してその旨を申請者に通知すること。

(申請)

第5条 この取扱いを受けようとする請負者は、発注者に工事請負契約の締結の日から14日以内に、次に掲げる書類を提出して申請するものとする。

- (1) 申請書（別記様式1）
- (2) I S O 9001 認証の取得に係る登録証の写し
- (3) I S O 9001 の審査に係る次の書類
 - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

(4) 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得している旨を示す書類

(5) ISO9001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

2 (4)および(5)に掲げる書類については、(2)および(3)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(承認、通知)

第6条 発注者は、第5条に基づく申請があった場合において、提出すべき全ての種類が提出されており、かつその内容が適正であることを確認の上、この取扱いを行うことが適当と認めるときは、受付日から14日以内に承認し、別記様式2によりその旨を申請者(以下、「承認請負者」という。)に通知するものとする。

2 発注者は、第5条に基づく申請があった場合において、この取扱いを行うことが適当でないと認めるときは、受付日から14日以内に別記様式3によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の承認を受けた請負者は、ISO9001 認証が取り消されたとき、又はその維持が困難と見込まれるときは、書面により速やかに監督員に届出るものとする。

(品質計画書の提出等)

第7条 承認請負者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ当該複数の組織ごとにISO9001 認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに品質計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2 品質計画書および岐阜県建設工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)1-1-5第1項に定める施工計画書は、統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

(管理責任者の選任)

第8条 承認請負者は、当該工事の品質を確保するため建設工事品質管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任し、第7条に規定する品質計画書により監督員に通知しなければならない。

2 管理責任者は、承認請負者の品質マネジメントシステムで位置づけられた品質管理責任者、もしくは共通仕様書1-1-45に規定する「主任技術者」と同等以上の資格を有する者から選任する。

主任技術者同等以上の者から選任する場合は、資格を証する合格証明書等の写しを品質管理計画書に添付する。

3 管理責任者は、他工事の管理責任者を兼務することができる。ただし、品質マネジメントシステムで位置づけられた品質管理責任者以外の者から選任した場合、本工事の主任技術者および現場代理人を兼務することはできない。

4 管理責任者を変更しようとする場合は、別記様式4により監督員へ通知しなければならない。

(品質マネジメントシステムを活用した監督業務)

第9条 承認請負者は、共通仕様書 1-1-19「指定材料の確認」および 1-1-20「工事施工状況立会・段階確認」について、監督員に代わり管理責任者が当該事項を確認することをもちて代えるものとする。ただし、段階確認においては別表1に示す項目とする。

2 承認請負者は、施工予定時期の1週間前を目途に段階確認書を監督員へ提出するものとする。

3 承認請負者は、第1項を適用した場合は別記様式5により確認記録を作成し、当該確認を行った日より14日以内に監督員に提出するものとする。

4 重点監督(別表1<参考>に規定する重点監督をいう。)については、第1項を適用しない。

5 承認請負者は、工事の一部においてこの取扱いを希望しないときは、監督員の承諾を得て第1項を適用しないことができる。

(品質マネジメントシステムの運用状況の把握)

第10条 監督員は、次に掲げるところに従い、請負者の工事現場における品質マネジメントシステムの運用状況等を把握するための調査を行うものとする。

(1) 品質計画を工事着手前に把握すること。

(2) 内部監査(6ヶ月に1度程度(工期が6ヶ月以内の場合にあっては、工期内において1度以上)実施されるものに限る。)が適正に実施されているかどうかを確認し、請負者の品質マネジメントシステムの運用状況を把握すること。

(検査時の立会い)

第11条 管理責任者は、当該工事における中間、完成検査時には必ず立ち会わなければならない。

(検査時の提出書類)

第12条 第9条第3項の規定により提出した確認記録は、監督員の承諾を得て請負者が検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類に替えて提出することができる。

(承認の取消し)

第13条 発注者は、次に掲げる場合、当該承認を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定に基づく届出があったとき。

(2) 第10条に基づき運用状況等の把握を行った結果、不適合と認められたとき。

2 発注者は、前項の規定により承認を取り消したときは、速やかに請負者にその旨を別記様式6により通知する。

(附則)

1 本要領は、平成18年1月11日以降に発注する工事に適用する。

ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事〔 事務所長〕 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事について、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1 工事名

工事番号：工第号

事業名：

施工位置：

2 添付書類

ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001 の審査に係る直近の審査報告書の写し及び合否判定結果の写し

工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得していることを示す書類

ISO9001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

別記様式 2

平成 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

岐阜県知事〔 事務所長 〕

ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 建設工事に関する ISO9001
認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、承認します。

別記様式 3

第 号
平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

岐阜県知事〔 事務所長 〕

ISO9001 認証取得活用監督業務等不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 建設工事に関する ISO9001
認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、不承認とします。

記

不承認とした理由：

建設工事品質管理責任者変更届

平成 年 月 日

岐阜県知事〔 事務所長 〕 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 号により承認された、次の工事について、建設
工事品質管理責任者を下記のとおり変更します。

工事番号： 第 号
工 事 名：
工事場所：

記

新任者：

旧任者：

変更理由：

新任者の資格を証する合格証明書等の写しを添付すること。

確 認 記 録

課長		係長		担当者		測定日	平成 年 月 日	建設工物品質 管理責任者	
						報告日	平成 年 月 日	現場代理人	
工事番号	号	事業名				施工場所			
業者名				請負額	円	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
測定位置						測定内容			
測定値及び結果表									
測点	設計値	実測値	差	規格値	判定	測定位置図			
測定状況及び確認写真									
・速やかに報告すること									
報告事項等									

第 号
平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

岐阜県知事〔 事務所長 〕

ISO9001 認証取得活用監督業務等承認取消し通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって 建設工
事に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを承認し
ましたが、下記理由により、その取扱いを取消すこととしたので通知します。

記

承認を取り消す理由：

別紙記載例（特記仕様書）

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

請負者が、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、岐阜県知事〔 事務所長 〕に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることが出来る。ただし、 及び に掲げる書類については、 に掲げる書類によってその内容を確認することが出来る場合は、提出を要しない。

ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

岐阜県知事〔 事務所長 〕は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

岐阜県知事〔 事務所長 〕は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から14日以内に理由を付してその旨を申請者に通知する。